**横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」**

**地域交流室　御利用案内**

**１　施設概要**

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等やその家族の地域での生活を支援するために、必要なサービスを一体的に提供する機能を持つ拠点です。主なサービスは、短期入所、日中一時支援、相談支援機能のほか、診療所が併設しています。また、生活介護及び、訪問看護、居宅介護等も行います。

**２　利用できる団体・活動**

1. **福祉活動、保健活動等を行うボランティア団体**

（例：高齢者・障害児者の見守り活動を行う団体、地域で福祉保健活動を行うボランティア団体等）

**② 子育て・障がい者等の当事者団体**

（例：セルフヘルプグループ・リハビリの会・家族会等）

**③ その他福祉活動、保健活動等を推進する団体**

（例：地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・保健活動推進員協議会、地区連合町内会、自治会町内会、ＮＰＯ団体等）

※ 団体とは、同じ目的を達成するために意識的に結合した集団（原則5人以上）をさします。

**※ 利用には団体登録が必要です。**

**３　利用できない活動**

次のような活動等には利用できません。詳しくは、利用規則をご覧ください。

1. 拠点の設置目的に合致しないとき。
2. 拠点における秩序を乱し、又は公益を害する恐れがあるとき。

③ 拠点の管理上支障があるとき。**（食事はできません、飲み物は利用できます。）**

④ 営利のみを目的として使用するとき。

⑤ その他管理者が不適切と判断したとき。

※ 実費（資料代など）以上の会費等を徴収することはできません。

※ 許可なく寄附金の募集、物品販売等を行うことはできません。

**4　利用方法**

**利用予定日の前月の1日から、利用予定日から8日前まで、利用申し込みを行うことができます。但し、閉館時間を除きます。前月の1日が土・日曜日、祝祭日の場合は、２日以降の平日で受付します。同一枠への申込は、先着順で決定します。.**

**※1利用料は、無料です。※2　駐車場ご利用希望の場合は事前にご相談ください。**

最初に**「団体登録申込書」**をFAX又は来所で提出いただき、確認後、「団体登録書」をお渡しします。その後、**「利用申込書」**を提出いただき、再度確認後、「施設利用許可書」をお渡しします。

　**利用当日は、お手数ですが検温、手指消毒、マスク着用にご協力をお願いします。**

**5　利用可能日時**

**■平日の「午前9時～午後1時」で1枠、「午後1時～午後5時」で1枠**

（※）準備・後片付け・清掃・退出する時間までを含みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 収容人員（※） | 備考 |
| 地域交流室A | 21人 | 両室使用の場合、最大45人が利用可能 |
| 地域交流室B | 21人 |

※附帯設備として、プロジェクター、音響設備があります。

※収容人員は、教室形式の場合の人数

※ 定期点検・清掃日他、ご利用できない場合があります。

**連　絡　先**

〒222-0011　横浜市菊名4-4-22

横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」

電話　401-0880、ＦＡＸ　401-0881

第１号様式（規約第4条2項）

令和　　年　月　日

**横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」利用団体登録申込書**

横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」　所長

団体名：

代表者名：

　「び・すけっと菊名」地域交流室利用規約第4条第2項の規定に基づき、横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」の利用団体として（登録・変更・抹消）を申請します。

　なお、利用に際しては、関係法令及び規則を順守します。

【基本情報】

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 | 〒　　　　　　　横浜市 |
| 代表者名 |  |
| 　　　住所 | 〒 |
| 　　　電話 |  | 携帯 |  |
| ファックス |  | E―MAIL |  |
| ウエブページ | 有・無 |
| 団体構成人数 | 人　　　　　　　　　　　 | 活動開始年月 |  |
| 団体の種類 | 1：福祉・保健活動団体　　2：障害等の当事者団体　3：その他福祉・保健活動推進団体　 |
| 活動目的 |  |
| 活動内容 |  |
| 当施設内での活動内容 |  |

**※団体の規約をあわせて提出してください。**

第2号様式（規約第4条3項）

**横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」利用団体登録書**

令和　　年　　月　　日

　「び・すけっと菊名」地域交流室利用規約第4条第3項の規定に基づき、上記の団体の登録を行いましたので、お知らせします。

〒222-0011　横浜市港北区菊名4-4-22

横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」　所長

連絡先　045（401）0880

【職員決裁欄】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所長 | 課長 | 係員 |
|  |  |  |

第3号様式（規約第7条第1項）

**横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」利用申請書**

令和　　年　　月　　日

横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」所長

「び・すけっと菊名」地域交流室利用規約第7条の規定に基づき、横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」の地域交流室の利用を申請します。なお、利用に際しては、関係法令及び規則を遵守します。

団体名：

代表者住所：

代表者名：

連絡先：

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用日 | 午前、午後の別 | 利用室 | 附帯設備 | 利用人数 | 利　用　内　容 | 当日の利用責任者氏名及び電話番号 | 利用可否 |
| 月　日（　　） | 午前・午後 | A・B | プロジェクター・マイク・音響機器 | 　　人 | 会議・研修・その他（　　　　　　　　） | 　　　　　　　　　　　　 |  |
| 月　日（　　） | 午前・午後 | A・B | プロジェクター・マイク・音響機器 | 　　人 | 会議・研修・その他（　　　　　　　　） | 　　　　　　　　　　　　 |  |
| 月　日（　　） | 午前・午後 | A・B | プロジェクター・マイク・音響機器 | 　　人 | 会議・研修・その他（　　　　　　　　） | 　　　　　　　　　　　　 |  |
| 月　日（　　） | 午前・午後 | A・B | プロジェクター・マイク・音響機器 | 　　人 | 会議・研修・その他（　　　　　　　　） | 　　　　　　　　　　　　 |  |

**（注）午前：平日の午前9時～午後1時、午後：平日の午後1時～午後5時**

第4号様式（規約第8条）

**横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」利用許可書**

令和　　年　　月　　日

「び・すけっと菊名」地域交流室利用規約第8条の規定に基づき、横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」の地域交流室の利用を上記のとおり許可します。

　　　　　　　　　　　〒222-0011　横浜市港北区菊名4-4-22

横浜市多機能型拠点「び・すけっと菊名」所長

連絡先　045（401）0880

【職員決裁欄】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所長 | 課長 | 係 員 |
|  |  |  |

横浜市地域多機能型拠点「び・すけっと菊名」地域交流室利用規約

制 定 令和６年４月１日

（趣旨）

第１条 この規約は、横浜市地域多機能型拠点び・すけっと菊名（以下「拠点」という。）の施設の提供及び目的外使用に関し必要な事項を定める。

（利用の対象）

第２条 この規約における対象は、別表に定める地域交流室とする。

 （利用時間帯）

第３条 拠点の利用時間帯（以下「枠」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「午前」は、平日の午前９時から午後1時までとする。

(2) 「午後」は、平日の午後1時から午後5時までとする。

（利用団体登録）

第４条 拠点を利用しようとする団体は、あらかじめ利用団体登録を行うこととする。

２ 利用団体登録を行う団体は、拠点利用団体登録申込書（第1号様式。以下「登録申込書」という。）を拠点に提出する。また、登録内容を変更又は登録を抹消しようとする場合も登録申込書を提出する。

３ 拠点の所長（以下「所長」という。）は前項の書類の提出を受け、登録が適当と認められる場合は、拠点利用団体登録書（第2号様式）を交付する。

４ 利用団体登録を行うことができる団体は、原則としてその構成員が５名以上の団体とする。

５ 利用団体登録は、原則として３年間有効とする。ただし、登録内容の変更又は登録を抹消する必要がない場合は、自動更新とする。

６ 所長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を抹消することとする。

 　(1) 団体登録の抹消手続きがされたとき。

 　(2) 更新手続きがなかったとき。

 　(3) 登録申込書の登録内容と活動実態が異なっていたとき。

 　(4) 団体が解散したとき。

 　(5) その他、活動の継続が困難と思われるとき。

（利用者）

第５条 拠点における利用者の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 福祉活動、保健活動等を行うボランティア団体

(2) 障害等の当事者団体

(3) その他福祉活動、保健活動等を推進する団体

（利用料）

第６条 前条第１項に定める団体が、その目的を達成するための活動として拠点を利用しようとする場合は無料で利用することができる。

（施設利用申込）

第７条 第５条第１項に定める団体が拠点を利用しようとするときは、施設利用申請書（第3号様式）を所長に提出する。

２ 利用を申し込むことができる期間は、原則として利用予定日の前月の１日から利用予定日から起算して８日前までとする。ただし、閉館時間を除く。

（使用許可）

第８条 所長は、次の各号に掲げる場合を除き、前条による施設利用申請書を受け付け、登録団体が施設を利用しようとする枠が空いていれば、登録団体に対して施設利用許可書（第4号様式）により施設の使用を許可するものとする。

ただし、複数の登録団体から同一の枠へ申込みがあった場合、先着順の手続きを行う　ものとする。

 （利用の条件）

第９条 施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用時間及び開館時間を遵守すること。

(2) 利用時間内に清掃及び原状復帰をすること。

(3) 使用した備品の確認を行い、所定の位置に返納すること。

(4) 利用する者の責めに帰する理由により、拠点の施設又は備品等の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、当該滅失又はき損による施設又は備品等の損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、使用する施設又は備品等を原状回復した場合は、この限りではない。

（管理上による使用不許可）

第10条 管理上により使用を許可しない場合は、次の各号に掲げるときとする。

(1) 暴力及び迷惑行為が行われるおそれがあるとき。

(2) 危険や混乱が予測されるとき。

(3) 利用者の安全対策が不十分なとき。

(4) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(5) 他者への強要及び強制とみなされる行為と認められるとき。

(6) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。

(7) 「横浜市暴力団排除条例」（平成23年12月横浜市条例第51条）第９条第２項に抵触するおそれがあるとき。

(8) 飲酒をしようとするとき。

(9) 喫煙をしようとするとき。

(10) その他前各号に準ずるとき。

（設置目的による使用不許可）

第11条 拠点の設置目的により使用を許可しない場合は、次の各号に掲げるときとする。

(1) 登録申請書又は利用申請書の記載事項に虚偽があると認められるとき。

(2) 構成員が概ね同様で、かつ、活動内容が酷似している利用団体等登録を複数行っていると認められるとき。

(3) 利用者から個人情報を収集し、事前に同意を得ている目的以外に利用するおそれが　あるとき。

(4) 使用許可された各施設の第三者への貸与と認められるとき。

(5) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき。

(6) その他前各号に準ずるとき。

（営利による使用不許可）

第12条 営業目的により使用を許可しない場合は、次の各号に掲げるときとする。

(1) 物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として使用すると認められるとき。

(2) サービスを提供することによって対価（材料費等実費負担分についてはこの限りではない）を得ることを目的とした事業活動の一環として使用すると認められるとき。

(3) その他前各号に準ずるとき。

（不許可の決定、使用許可の取り消し）

第 13 条 所長は、利用申込書を受理し、その内容を審査した上、使用を許可しないと決定したときは、速やかに、使用不許可書（第 　 号様式）により当該申請した者にその旨を通知する。

 　また、使用許可後に使用不許可に該当する事項が判明した場合、使用許可を取り消すことができる。

附 則

 この規約は、令和６年４月１日から施行する。

別　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 収　容　人　数（※） | 備　　考 |
| 地域交流室A | 21人 | 両室使用の場合、最大45人 |
| 地域交流室B | 21人 |

※附帯設備：プロジェクター、音響機器。

※収容人員は、教室形式の場合の人数